

(介 102)

平成 27 年 12 月 24 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
鈴木 邦彦

「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について」の送付について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布され、これに伴い、厚生労働省老健局より、介護認定審査会の運営に関する通知の見直しが行われ、一部改正通知が発出されました。

内容としては、

- ・ 介護認定審査会の委員の任期が 2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。
- ・ 都道府県介護認定審査会の委員の任期が 2 年を超え 3 年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。

なお、本件については、平成 28 年 4 月 1 日より施行することとなっております。

貴会におかれましては本内容をご了知いただきますとともに貴会傘下の地域医師会及び会員へのご周知をお願い致しますとともに、併せて今後とも介護認定審査会運営へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について」の送付について

(平成 27 年 12 月 18 日 老老発 1218 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発 1218 第 1 号
平成 27 年 12 月 18 日

公益社団法人日本医師会
会長 横倉 義武 様

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について」の送付について

日頃より介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の施行通知を平成 27 年 12 月 16 日付けで各都道府県知事宛てに送付いたしましたので、その主旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方、よろしくお願いいたします。

老発1216第2号
平成27年12月16日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について

「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第425号。以下「改正政令」という。）」が本日公布され、平成28年4月1日から施行することとされた。

また、これに伴い、「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていた介護認定審査会の具体的な運営について、別紙の通り見直しを行い、平成28年4月1日より適用することとした。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

平成27年1月30日に閣議決定した、地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された介護認定審査会等の委員の任期についての措置（政令で対応すべきもの）を講ずるため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第6条及び第10条の規定の改正を行うこととした。

第2 改正政令の内容

1 介護保険法施行令の一部改正

- ・ 介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。（第6条第1項関係）
- ・ 都道府県介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。（第10条関係）

2 施行期日

この政令は、平成28年4月1日から施行すること。

○ 介護認定審査会の運営について（平成21年9月30日老発0930第6号老健局長通知）

（別紙）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">（別添）</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任することができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: right;">（別添）</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年</u>（<u>委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が条例で定める場合</u>にあっては、<u>当該条例で定める期間</u>）とし、<u>再任</u>することができる。</p> <p>（以下略）</p>

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令 (四一六)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令 (四一七)
- 文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令 (四一八)
- 建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (四一九)
- 建設業法施行令の一部を改正する政令 (四二〇)
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二二)
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (四二三)
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二四)

〔省 令〕

- 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令 (四二四)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令 (四二五)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令 (四二六)
- 地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令 (総務一〇三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令 (同一〇四)
- 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一七)
- 建設業法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通八三)
- 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件 (同一九六)
- 建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件 (同一九七)
- 建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示 (同一九八)
- 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件 (同一九九)
- 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示 (同一〇〇)
- 道路に関する件 (東北地方整備局二〇四)
- 道路に関する件 (関東地方整備局三九九、四〇〇)
- 道路に関する件 (中部地方整備局一四八)

〔告 示〕

- 建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件 (同一九六)
- 建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件 (同一九七)
- 建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示 (同一九八)
- 建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件 (同一九九)
- 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示 (同一〇〇)
- 道路に関する件 (東北地方整備局二〇四)
- 道路に関する件 (関東地方整備局三九九、四〇〇)
- 道路に関する件 (中部地方整備局一四八)

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令(政令第四一六号)(総務省)
 - 地方自治法施行令の一部改正関係
 - 新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、当該物品を借り入れる契約及び普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について随意契約により契約をすることができることとした。(第一六七条の二第一項第四号関係)
 - 地方公営企業法施行令の一部改正関係
 - 新たな事業分野の開拓を図る者として地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、当該物品を借り入れる契約及び地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について随意契約により契約をすることができることとした。(第二一条の一四第一項第四号関係)
 - この政令は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(政令第四一七号)(総務省)
 - 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)
 - この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政 令

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百十六号

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第二項及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第一条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六百六十七条の二第一項第三号中「」において製作された物品を「を」(以下この号において「障害者支援施設等」という)において製作された物品を当該障害者支援施設等から「に」改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「買入れる」を「買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定めるところにより新役務の提供を受ける」に改める。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第二条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「」において製作された物品を「を」(以下この号において「障害者支援施設等」という)において製作された物品を当該障害者支援施設等から「に」改め、同項第四号中「物品を、」を「物品を当該認定を受けた者から」に、「買入れる」を「買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定めるところにより新役務の提供を受ける」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

5 事業者が合併等により消滅した場合における法第八條第二項及び第三項並びに第九條から第一一条までの規定の適用
法第二二條第三項又は第四項の場合における法第八條第二項及び第三項並びに第九條から第一一条までの規定の適用に関する所要の規定を整備することとした。(第六條第一三條関係)
二 関係政令の整備関係
三 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三三七号)、消費者安全法施行令(平成二十二年政令第二二〇号)及び金融庁組織令(平成一〇年政令第三九二号)について所要の改正を行うこととした。
三 施行期日
この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成二六年法律第一一八号)の施行の日(平成二八年四月一日)から施行することとした。

1 市町村の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、市町村が条例で定めることとすることとした。(第五條第一項関係)
2 都道府県の介護給付費等の支給に関する審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、都道府県が条例で定めることとすることとした。(第九條関係)
3 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

1 キャリアコンサルタント試験の手数料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、実技試験にあつては二万九、九〇〇円を、学科試験にあつては八、九〇〇円を超えてはならないこととした。(第五條関係)
2 キャリアコンサルタントの登録を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を八、〇〇〇円、登録証の再交付又は訂正を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を二、〇〇〇円とすることとした。(第六條関係)
3 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

1 介護認定審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、市町村が条例で定めることとすることとした。(第六條第一項関係)
2 介護認定審査会の委員の任期について、二年を超え三年以下の期間で、市町村が条例で定めることとすることとした。(第六條第一項関係)

附則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表九十一の項の標準事務の欄及び同項の1中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同項の2中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百二十五号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十七条（同法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「二年」の下に「（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）」を加える。
第十條中「第五条」の下に「第六条第一項」を加える。

附則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十八条（同法第二十六條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「二年」の下に「（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）」を加える。
第九条中「都道府県」との下に「第五条第一項及び」を加える。

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇総務省令第百三三号

地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の二第一項第四号及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十一條の十四第一項第四号の規定に基づき、地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

- 第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
第十二條の二の三第二項中「及び」を「から」に改め、「第十二條の四」の下に「まで」を加える。
第十二條の三第一項中「規定により、新商品の生産」の下に「又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）」を加え、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等）」を「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等）」に改め、同項第一号中「新商品」の下に「又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）」を「企業化されている商品」の下に「若しくは役務」を、「既存の商品」の下に「若しくは役務」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号中「次項を」を「第三項」に改め、「生産」の下に「等」を加え、同項第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「生産」の下に「等」を加え、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。
- 第十二條の三第二項第一号中「生産」の下に「等」を加え、同項第二号中「新商品」の下に「等」を加え、同項第三号及び第四号中「生産」の下に「等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。